

## 理由

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不当廉売関稅の迂回防止制度による関稅の適用に關し  
所要の規定を定める等関稅法施行令その他の關係政令の規定を整備するほか、関稅割当制度の適用物品に係  
る関稅割当數量の改定、輸出入・港灣關連情報處理センター株式会社が運営する電子情報處理組織を使用し  
て行うことができる業務の追加等の措置を講ずる必要があるからである。